

# IAHAIO プラハ宣言・1998

## 序文

今日コンパニオン・アニマルが実用的な介助やセラピーを通じて、人間の生活の質的向上に役立っていることは、多くの研究によって証明されています。

IAHAIO のメンバーは、動物を訓練しサービスを提供するにあたって、それらの動物たちの、生活の質を大切にしなければならないと考えています。人に有効な動物介在活動／療法を行なうプログラムは、基準に則り、定期的に監視され、正式に訓練を受けているスタッフによって行なわなければなりません。

したがって IAHAIO のメンバーは、1998 年 9 月にプラハで行なわれた総会において、4 つの基本的ガイドラインを採択しました。IAHAIO は、動物介在活動／療法の活動を実施する全ての人たちおよび団体、更にそれらのプログラムを受け入れている施設に対して、このガイドラインに基づき実行することを要請します。

下記のガイドラインを守っている団体は、協力会員として IAHAIO に加入できます。

## 動物介在活動／動物介在療法実施に関するガイドライン

1. 陽性強化法(自発的訓練法)で訓練された、野生動物を除く家畜化された動物で、過去から将来にわたり適切に飼育されている動物のみが活動すること。
2. 活動する動物に悪影響を及ぼさないための予防的配慮が取られていること。
3. 活動が真に有効である見込みがあるときのみ実施されること。
4. 関係する全ての人々のために、安全性、リスク・マネジメント、心身の健康と安全、信頼と選択の自由、スペースと資金、適切な役割と仕事量、プライバシーと訓練の規定が基準として制定されていること。